

我孫子市商店街施設建設事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内の商店街の商業環境の整備及び改善を推進するため、商店街の施設整備事業を行う団体に対し、予算の範囲内において、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき補助金を交付する。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象団体は、市内に主たる事務所の所在地を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 商店街振興組合（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づくものをいう。）
- (2) 市長が認める商店会等の団体

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) アーケード建設事業
- (2) アーチ設置事業
- (3) 街路灯設置事業
- (4) 駐車場設置事業（用地借上料を除く。）
- (5) その他市長が特に必要と認める事業

(補助率等)

第4条 補助金の補助率は、施設建設事業費の総額の3分の1以内の額とし、500万円を限度とする。

2 補助の対象となる事業が2以上併せて行われる場合は、1事業とみなして、前項の規定を適用する。

(補助金申請の要件等)

第5条 補助金の申請をしようとする団体は、申請に係る事業について当該団体の構成員の半数以上の同意を得なければならない。

2 規則第3条第1項第5号に規定する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設建設位置図
- (2) 事業に係る見積書の写し
- (3) 工事仕様書の写し

- (4) 組合の定款又は団体の会則及び組合員名簿又は会員名簿
- (5) 道路占用を伴う事業であるときは、当該占用に係る許可証等の写し
- (6) その他市長が必要と認めたもの

(実績報告)

第6条 規則第11条第2号に規定する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業完成写真
- (2) 事業に係る関係図面
- (3) 事業に係る契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認めたもの

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成3年度分の予算に係る補助金から適用する。

(我孫子市商業振興共同施設設置事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 我孫子市商業振興共同施設設置事業補助金交付要綱（昭和54年告示第67号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際、この告示による廃止前の我孫子市商業振興共同施設設置事業補助金交付要綱の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、この告示の相当規定によってなされた申請、決定その他の行為とみなす。

附 則（平成10年3月24日告示第34号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の我孫子市商店街施設建設事業補助金交付要綱の規定は、平成10年度分の予算に係る補助金から適用し、平成9年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 4 月 28 日告示第 76 号）

この告示は、公示の日から施行し、平成 11 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成 16 年 2 月 27 日告示第 18 号）

この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日告示第 73 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。